

移住労働者と連帯する全国ネットワーク（移住連）女性プロジェクト

移住女性の民間シェルター利用状況調査報告書

2015年1月

移住女性のシェルター利用について—アンケート調査から見えるもの—

1. 調査の趣旨と概要

移住労働者と連帯する全国ネットワーク・女性プロジェクト(以下移住連・女性プロジェクト)は、移住女性は言葉・情報力や法的地位の弱さなどのためにより暴力を受けやすく支援が困難であることを、現場の経験から指摘してきた。多言語での相談体制が不足する中でも、参考資料のように婦人相談所の保護は、人口比率において日本人の5～6倍程度となっている。

そのため移住女性のDV防止と被害者支援を目的に、民間シェルターでの支援状況と、課題について明らかにするために、移住連・女性プロジェクトは、全国シェルターネットに加入している民間シェルター約60団体(シェルターネットホームページより)に対して、2012年度と2013年度の民間シェルターでの移住女性支援状況と課題についての調査を行った。

調査は2014年8月に全国シェルターネットを通してメールで依頼し、8月～9月20日の間にメール及びファクスで回答を得た。24のシェルターから回答があった。ちなみに、全国の民間シェルターの数約110(平成25年11月現在・内閣府ホームページより)である。

なお、本報告書は、李善姫(東北大学・専門研究員)が分析・執筆した。調査にご協力いただいたシェルターに心から感謝を申し上げるとともに、本調査の成果を用いて、移住女性に対する支援課題の解決に向けての施策を実現すべく尽力していきたい。

2. 質問と回答

【民間シェルターにおける移住女性の一時保護状況】

24の民間シェルター中、過去2年間(2013～2012年)に移住女性の利用件数が0件の団体が7か所あった。(7か所の内2か所は無記入)残り17の団体は、移住女性の利用があった。その内訳は以下のとおりである。

まず、2012年度と2013年度中の利用者数と、そのうちの子ども同伴件数は、2013年には総数で245件(うち子ども同伴156件)、うち移住女性35件(子ども同伴25件)であった。2012年は総数235件(うち子ども同伴152件)、うち移住女性18件(子ども同伴14件)であった。

一番長い利用者の滞在期間は、24団体全体では、平均112.5日であった。移住女性の利用があった17団体の、移住女性の利用平均期間は93.5日であった。全体では、最長滞在者の滞在日510日、移住女性の最長滞在者の滞在日730日である。

また、調査対象期間の2012年度と2013年度中に移住女性の受け入れがなかったシェルターのうち、受け入れの打診があったが受け入れに至らなかったケースは4団体、そもそも打診がなかったのが2団体となっている。

【移住女性の利用状況】

利用移住女性の国籍

出身国	アジア					非アジア	
	中国	韓国	フィリピン	タイ	他のアジア	ロシア	南米
利用数	10	2	20	1	1	1	3

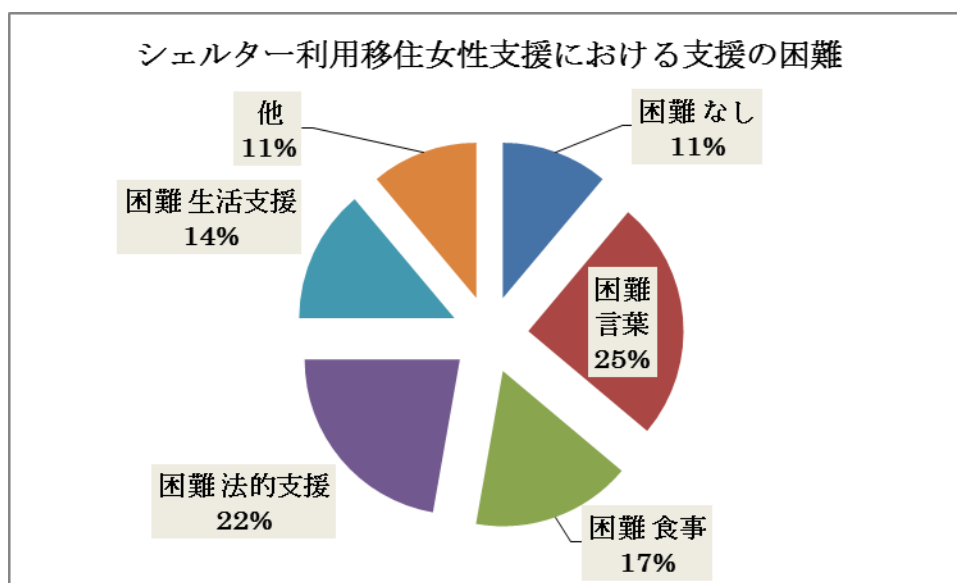
紹介ルート

次に、シェルターにたどりつくまでのルートだが、公的機関からの紹介・委託が14件、民間機関からの紹介・依頼は3件であった。女性が直接相談に訪れて利用に至ったのは1件、その他が2件となっている。

通訳者の利用

通訳者を利用したのは8件、不要だったケースは9件であった。

移住女性支援の困難



移住女性を受け入れるにあたっての困難として、もっとも多かったのが「言葉」で25%、次が「法的支援」22%、「食事」17%、「生活支援」14%となっている。困難がなかったと回答したシェルターは11%しかない。

【移住女性保護において必要な支援の提言】

移住女性を保護するにあたって必要な支援内容としてあげられていた項目は以下のとおりである。

- ・言語と文化の問題と通訳システム

- ・ 医療通訳システム
- ・精神的問題へのケアシステム
- ・滞在問題などの法的支援
- ・補助金制度の設置、保育園、就労、住居等の保証人の問題
- ・子どもの学習支援
- ・支援員の研修の必要性
- ・ワンストップ対応が必要
- ・自立支援員の確保と予算措置
- ・県単位ぐらいの支援センター(特に言葉に関して)が必要

3. 分析

1) 移住女性がシェルターに保護される割合が高い。

表 1 から、公的シェルターの利用者数のうち外国籍女性者の割合が毎年、約 9%を占めることがわかる。総務省統計局の人口推計データと法務省入管局登録外国人統計から計算すると、女性の総人口数における外国籍女性の割合は、2005 年～2012 年の間、約 1.7%～1.8%で推移している。したがって、公的シェルターを利用する外国籍女性の割合は人口比率から考えると、日本人女性よりも高いといえる。

公的シェルターの利用者数

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
DVを理由に婦人相談所に一時保護された女性数	4,438	4,565	4,549	4,666	4,681	4,579	4,312	4,373
うち日本籍女性	4,049	4,177	4,142	4,225	4,261	4,203	3,913	4,016
うち外国籍女性	389	388	407	441	420	376	399	357
外国籍者の割合	8.77%	8.50%	8.95%	9.45%	8.97%	8.21%	9.25%	8.16%
※厚生労働省家庭福祉課調べより作成(年度別統計)								

同じデータを 10 万分率で計算したのが以下の表である。移住女性が DV 被害を受ける割合が日本人女性より 5 倍高いことがわかる(移住連女性プロジェクト分析資料より)。

DV 被害を受ける割合(人口十万人につき)

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
外国籍女性	36.0 人	34.8 人	35.4 人	37.2 人	35.6 人	32.4 人	35.2 人	32.1 人
日本籍女性	6.3 人	6.5 人	6.4 人	6.5 人	6.6 人	6.5 人	6.0 人	6.2 人

今回の民間シェルター調査でも移住女性の保護割合は高かった。

民間シェルター利用者数および移住女性の利用者数とその比率

2013			2012		
総数	移住女性	移住女性比率	総数	移住女性	移住女性比率
245	35	14.29%	235	18	7.66%

2) 全体の傾向よりも移住女性のほうが子ども同伴が多いのも特徴である。全体では子ども同伴は 2013 年度で 62%、2012 年度で 64%だが、移住女性の場合それぞれ 71%、78%となっている。

このことは、保護された移住女性にとってのほうが、子どもの養育と自立の問題がより深刻であることを意味する。実際に、その結果として、元の夫のところに戻る、あるいは別れられないケースが多い。

3) 公的支援システムの欠如

通訳の問題など、公的に支援しきれない部分を民間のシェルターに任せる傾向がある。以下は自由記述欄の回答だが、そうした問題を端的に指摘するものである。

「民間シェルターとして必要に迫られて、利用者に通訳を他の団体から派遣してもらい、その費用を助成金により支払っています。・・(中間省略)調停時やその他のことで必要な時に私たちの団体が通訳を確保しますが、そのことが他の機関(行政機関や母子生活支援施設)から当たり前のように思われているのではないかと、釈然としないことがあります。」

4) 外国人集住地域より過疎地域の方がリスクが高い？

(資料1:厚生労働省の平成24年度 各都道府県の婦人相談所における一時保護件数(DV被害女性)より作成)

	女性外国人登録者数	一時保護の移住女性	比率
全国	1,111,787	357	0.0321%
北海道	12,743	7	0.05%
青森	2,530	1	0.04%
岩手	3,724	0	0.00%
宮城	8,250	6	0.07%
秋田	2,536	0	0.00%
山形	4,837	1	0.02%
福島	6,321	1	0.02%
茨城	25,927	14	0.05%
栃木	16,973	9	0.05%
群馬	21,883	2	0.01%
埼玉	65,348	15	0.02%
千葉	59,929	15	0.03%
東京	210,262	67	0.03%
神奈川	87,955	35	0.04%
新潟	8,345	5	0.06%
富山	7,790	1	0.01%
石川	5,805	3	0.05%
福井	7,420	3	0.04%
山梨	8,282	2	0.02%
長野	19,091	3	0.02%
岐阜	26,286	3	0.01%
静岡	40,640	8	0.02%
愛知	104,423	44	0.04%
三重	22,328	7	0.03%
滋賀	12,488	11	0.09%
京都	27,815	11	0.04%
大阪	108,309	27	0.02%
兵庫	51,922	17	0.03%
奈良	6,141	1	0.02%
和歌山	3,662	4	0.11%
鳥取	2,682	3	0.11%
島根	3,386	1	0.03%
岡山	12,223	4	0.03%
広島	21,018	10	0.05%
山口	7,592	2	0.03%
徳島	3,503	0	0.00%
香川	4,573	1	0.02%
愛媛	5,058	0	0.00%
高知	1,894	2	0.11%
福岡	27,927	4	0.01%
佐賀	2,656	0	0.00%
長崎	4,270	1	0.02%
熊本	5,869	1	0.02%
大分	5,832	0	0.00%
宮崎	2,622	1	0.04%
鹿児島	4,573	0	0.00%
沖縄	4,443	4	0.09%
	1,701		

平成24年度 各都道府県の婦人相談所における一時保護件数(DV被害女性)			
全国	4373	357	8.16%
北海道	297	7	2.36%
青森	30	1	3.33%
岩手	34	0	0.00%
宮城	95	6	6.32%
秋田	28	0	0.00%
山形	31	1	3.23%
福島	35	1	2.86%
茨城	114	14	12.28%
栃木	71	9	12.68%
群馬	38	2	5.26%
埼玉	131	15	11.45%
千葉	138	15	10.87%
東京	524	67	12.79%
神奈川	272	35	12.87%
新潟	31	5	16.13%
富山	26	1	3.85%
石川	55	3	5.45%
福井	19	3	15.79%
山梨	18	2	11.11%
長野	48	3	6.25%
岐阜	37	3	8.11%
静岡	61	8	13.11%
愛知	268	44	16.42%
三重	60	7	11.67%
滋賀	66	11	16.67%
京都	76	11	14.47%
大阪	379	27	7.12%
兵庫	228	17	7.46%
奈良	62	1	1.61%
和歌山	65	4	6.15%
鳥取	55	3	5.45%
島根	30	1	3.33%
岡山	76	4	5.26%
広島	113	10	8.85%
山口	29	2	6.90%
徳島	25	0	0.00%
香川	48	1	2.08%
愛媛	36	0	0.00%
高知	67	2	2.99%
福岡	218	4	1.83%
佐賀	31	0	0.00%
長崎	61	1	1.64%
熊本	53	1	1.89%
大分	53	0	0.00%
宮崎	33	1	3.03%
鹿児島	27	0	0.00%
沖縄	81	4	4.94%

保護件数では、外国人集住地域の方が移住女性の保護比率が高く、茨城、栃木、千葉、東京、神奈川、愛知などが高ランキングである。

各県で外国人登録をしている女性のうち一時保護を利用者の比率をみると、宮城、滋賀、和歌山、鳥取、高知が高ランキングになっている。

従来の「イエ」制度の中でのジェンダー規範が持続している地域で移住女性はより多くの DV 被害を経験している可能性がある。もちろん、DV に対する認識普及や教育により、保護件数は増えるので、保護件数の数は、そのままその地域の DV の問題の多寡を現すものではない。したがって、保護利用者の絶対数が少ないと言って、安心してはいけぬ。

4. 結論—DV 被害を受けた移住女性の支援のためには

1) 通訳システムや公的支援システムの確立が問題

すべての行政的・法的システムにおける通訳支援の必要性を指摘するシェルターが複数あった。

以下は自由記述欄からの抜粋である。

- ・官民の連携がうたわれていますが、実際はなかなか対等な関係での連携にはなっていない
- ・支援員は十分研修を必要とする。また移住女性が行政の窓口に来られ、あちこち連れまわすのではなく、一つの窓口(ワンストップ)にて対応が必要である。
- ・官・民一体の連携を深め、すばやく対応できる仕組みづくり、通訳者の恒常的な確保、補助金制度の設置、保育園、就労、住居等の保証人の確保が難しい。

これら現場の声から言えることは、専門家の養成とその予算措置の必要性である。各市町村は、国際交流協会などに通訳システムを頼っているケースが多いが、移住女性の DV 問題においては女性問題だけではなく、在留資格の問題など専門的知識が必要であり、一般の通訳者では対応しきれない場合が多い。多文化ソーシャルワーカー等、専門人力の養成が求められる。

2) 移住女性が日本において持ち得ていない社会資源を補う制度の必要性が、次にあげられる。自由記述欄では、具体的に以下の問題が指摘されていた。

- ・日本国内で親族や友人がいなく、相談する場所もわからず(特に多言語の)孤立してしまい、暴力をふるう夫のそばが居場所になってしまうことが多い。
- ・通訳者、不在の時は、コミュニケーションをとるのにいろいろ工夫したが、困難を感じた。
- ・夫と離れる決心ができません。女の子(3歳)に性的虐待があると母親は訴えてはいるのですが、離れる決心ができません。
- ・すべて生活保護がなければ自立できなかった。

このように、多くの場合、暴力を振るう夫から自立したくても、自立する自信がなく、夫のもとに戻るケースが多い。

こうした問題に対応するには、DV 被害移住女性に対する手厚い自立支援が必要となる。それと同時に、移住女性が持っている自国での社会資源を使いやすくする工夫が必要である。例えば、出身国で得た調理師免許や会計能力、介護経験などが日本でも有効になるような制度的な措置が考えられる。

3) 民間シェルターならではの長所を生かした移住女性シェルター運用が必要

制度が十分に整備されていない現状では、民間シェルターだからできることが多数あり、もっと活用されるべきである。以下の自由記述欄の回答はその証左である。

- ・近所に同国人の親しい友人の援助があったので、スムーズであった。もし、それがなかったら多方面で困難を抱えたであろう。
- ・同国人同士ではSNSなどで交流しているので、シェルター情報を得るのも同国人のコミュニティーに頼っている現状である(私どものシェルターにはこのようなつながりで入所するフィリピン国籍の当事者が多い)。外国籍被害者の発見・相談につながるシステムの構築が急務であると思う。

また、民間シェルターは、民間を巻き込みやすいという長所を活かす必要性も、以下のように自由記述欄で指摘されていた。

- ・信頼できる通訳者との連携体制を確立する、移住女性の背景を理解するためにシェルターネットの登録団体が移住女性部門のネットワークを作って欲しい。

移住女性が何か問題に直面したときに支援事業を利用しやすくするためには、地域の移住女性たちとの交流を普段から行うことが必要であり、それがより容易にできるのは、民間組織と言える。DV 啓発など移住女性にとって公的機関より、民間の機関が近づきやすく、民間組織を活用したほうが支援活動の所在を周知しやすい。しかし、多くの民間シェルターは、財政や人材不足の状態であり、移住女性を受け入れたくても受け入れられない現状がある。アンケートの回答の中には、移住女性の保護と支援には、一般女性の 10 倍の時間と努力が必要であると訴えている内容も見受けられる。しかし、実際には公的機関が引き受けられない事案の多くを、民間が引き受けているにも関わらず、官民が対等な連携関係にはなっていない現状を訴える声も多い。政府は、民間シェルターによる移住女性の支援活動をより手厚くバックアップする必要があるだろう。韓国や台湾では、すでに政府の委託を受けた移住女性のための民間シェルターが運用されている。DV 被害移住女性に対する支援をより強化するためには、民間シェルター同志の連帯は勿論、民間シェルターがより移住女性の支援にかかわりやすくする制度的装置も必要と言える。

以上、移住女性が直面する問題を解決するには、法的制度的基盤が必要である。具体的には、移民法の制定及び DV 防止法における移住女性の権利の明記が求められる。

発行:移住労働者と連帯する全国ネットワーク(移住連)・女性プロジェクト

東京都台東区上野1-12-6 3階
Tel: 03-3837-2316 Fax: 03-3837-2317
Email:smj-office@migrants.jp

2015年1月13日